

調 整 指 数

類 型	番 号	細 目	調 整 指 数
全 体	1	ひとり親家庭等については調整指数(+)を計上する	+32
	2	生活保護の家庭については調整指数(+)を計上する	+2
	3	中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭については調整指数(+)を計上する	+3
	4	虐待DV等により、社会的養護が必要な家庭については調整指数(+)を計上する	+4
	5	入所希望児童に障害がある場合は調整指数(+)を計上する	+4
	6	育児休業が明け、復帰が確定している家庭については調整指数(+)を計上する	+2
	7	入所希望児童が多胎児の場合は調整指数(+)を計上する	+5
	8	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合は調整指数(+)を計上する	+5
	9	両親ともに不在である家庭の場合は調整指数(+)を計上する	+64
	10	保護者が車または免許を保有していないため、徒歩圏内の保育所への入所を希望する場合は調整指数(+)を計上する	+5
	11	保護者が単身赴任の場合は調整指数(+)を計上する	+2
居 宅 外 労 働、居 宅 内 労 働 (自 営・ 農 林 漁 業)、 介 護・看 護、 就 学 (通 学)	12	1ヶ月 25 日以上 の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+7
	13	1ヶ月 23 日以上 24 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+6
	14	1ヶ月 20 日以上 22 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+5
	15	1ヶ月 18 日以上 19 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+4
	16	1ヶ月 16 日以上 17 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+3
	17	1ヶ月 13 日以上 15 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+2
	18	1ヶ月 7 日以上 12 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+1
	19	自営業・農林漁業に従事している者が事業中心者である場合は調整指数(+)を計上する	+2
	20	自営業・農林漁業に従事している者の事業所(店舗)が自宅外にある場合は調整指数(+)を計上する	+1
内 職	21	1ヶ月 5 万円以上 の収入がある場合は調整指数(+)を計上する	+3
	22	1ヶ月 3 万円以上 5 万円未満の収入がある場合は調整指数(+)を計上する	+2
	23	1ヶ月 1 万円以上 3 万円未満の収入がある場合は調整指数(+)を計上する	+1
そ の 他	24	その他市長が定める事由に応じて、保育の必要性を入所選考会議にて決定し、調整指数(+)を計上する	~+25

1. 番号5の入園希望児童の障害については、手帳の交付を受けている児童又はそれと同等の児童をいう。
2. 事業中心者とは、経営者(共同経営者を含む)であり、その事業収入により生計を営んでいる場合とする。
3. 自営等で、事業所(店舗)が自宅外にある場合とは自宅と店舗が完全に別棟になっていることとする。
4. 上記以外で特に調整指数が必要なものは入所選考会議にて決定する。